

F-13 大正期における婦人觀 —— 読売新聞「婦人附録」欄を中心として ——
お茶の水女大家政 金田和恵

目的 形式的にも実質的にも両性不平等であった明治20年以降昭和19年に至る約60年間の日本において、「庶民生活における婦人觀」の具体的な内容がどのようなものであったかは、なお明確にされていない。そこで、そのほぼ中間の時期にあたる大正前期の一般新聞にあらわれた記事を分析することにより、その一側面を解明する。

方法 大正3年4月3日から同7年12月31日に至る約5年間の「読売新聞婦人附録欄」1730頁分を主資料とする記述的分析である。

結果 この時期の婦人觀の中核は、やはり「良妻賢母主義」であった。大正6年の「臨時教育會議」で、支配層が打ち出した「女子教育に関する答申」は、『國体ノ觀念ヲ鞏固ニシ、淑德節操ヲ重ンスルノ精神ヲ涵養シ……羞榮ヲ戒メ奢侈ヲ慎ミ、以テ我家族制度ニ適スルノ素養ヲ与フルニ主カラ注ギ』。良妻賢母の基礎づくりをする事であった。女子教育における「良妻賢母」は、家族制度の「醇風美俗」、中等教育の「質実剛健」などと並んで、当時の「國体觀念」に代表される体制イデオロギーの重要な側面となっていたといえよう。大正デモクラシーの高揚の中で、婦人の盲従は否定され、その「目覚め」は当然の事として受けとられながらも、「子を産み育てる純粹天賦の女子の性能」という「天職の分配の大事實」の前に、大正期に芽吹いた自覺と自主性は、結局の所、『自主してよく妻たり母たるの道を守り、國家、社会に良き影響を……』と「良妻賢母」の大きな流れの中に集約されていった。そして、『女の生命にも等しいもの』としての「貞操」が、強調され、説かれ続けたのである。